

入 札 説 明 書

調達件名

新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外55校）

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

件名	校数	予定 契約電力 (kW/月)	予定 使用電力量 R5.7～R6.3 (kWh)	予定 使用電力量 R6.4～R6.6 (kWh)
新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜中学校 外 55 校)	56	5,416	6,848,300	1,969,900

(2) 供給内容等

別添「電力供給条件仕様書」のとおり

(3) 履行場所

新潟市立松浜中学校 外 55 校

各学校の所在地は、「電力供給条件仕様書」別紙1のとおり

(4) 契約期間

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで(12か月)

なお、本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2項により免除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」の別表に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、同法第31条に規定する納付金が未納で

ある旨の公表がなされた者でないこと。

- (7) 本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、新潟市との電力契約における売買代金等の滞納がないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 令和3年4月1日以降に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を2つ以上有すること（契約履行中のものを含む）、又は当該業務の履行が可能な者であること。なお、同種の業務の実績とは、契約電力が3,000kW以上の実績のことを指す。
- (10) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。

3 スケジュール

項目	日程
公告	令和5年 4月 7日（金）
入札参加資格審査申請書受付 （入札参加資格のない者のみ必要）	令和5年 4月 7日（金）から 4月 21日（金）まで
一般競争入札参加申請書受付	令和5年 4月 7日（金）から 令和5年 4月 28日（金）まで
質疑書受付	令和5年 4月 7日（金）から 4月 19日（水）まで
質疑書への回答	令和5年 4月 25日（火）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知発送	令和5年 5月 12日（金）まで
入札書郵送受付	令和5年 5月 18日（木）から 5月 29日（月）まで
入札・開札	令和5年 5月 30日（火）
電力供給開始	令和5年 7月 1日（土）

4 問い合わせ・書類提出先

郵便番号 951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階

新潟市教育委員会学務課

電話 025-226-3174

FAX 025-226-0042

電子メール gakumu@city.niigata.lg.jp

5 入札方法

- (1) 入札にあたっては、9か月分の金額（初年度分）で入札に付する。

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式6の2「契約単価兼積算内訳書」を用いて消費税及び地方消費税を含んだ単価により見積もった年額合計の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書に記載する金額は、契約単価兼積算内訳書に示した契約電力に対する基本料金、予定使用電力量に対する電力量料金（7月から9月を「夏季」、それ以外の月を「その他季」とする）の各単価を設定し、同内訳書を用いて月別電気料金を算出（1円未満切り捨て）し、各月別電気料金を合計した年額合計に、110分の100を

乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

- (3) 各単価は、契約電力1kW当たり又は使用電力量1kWh当たりの単価で、消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとする。
- (4) 月額の基本料の算出には、標準力率との差により料金の割引及び割増を考慮できるものとする。
- (5) 燃料費調整等は別途行うこととし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮に入れないこと。
- (6) 入札金額算出の基になる契約単価兼積算内訳書は、入札書に同封し提出すること。

6 一般競争入札参加申請の提出、結果通知の発送

- (1) 本調達の入札に参加を希望する者は、様式1「一般競争入札参加申請書」、様式2「電力調達契約評価項目等報告書」、様式3「安定供給確約書」、様式4「電力供給実績一覧表」、及び会社概要（設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力（kW）、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により記載するもの。パンフレット可。）を、令和5年4月28日（金）午後5時（必着）までに上記4の場所に、持参又は書留郵便により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、令和3年4月1日以降、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある者については、様式4「電力供給実績一覧表」の提出を不要とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書は、入札を希望する件名ごとに作成すること。なお、参加申請書を複数提出する場合は、添付書類は1部でよいものとする。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知は、令和5年5月12日（金）までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出後に入札参加を辞退する場合は、様式8「入札辞退届」を提出すること。

7 質疑の受付、回答

- (1) 仕様書等について疑義がある場合は、様式5「質疑書」を令和5年4月7日（金）から令和5年4月19日（水）午後5時まで、上記4へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回答は令和5年4月25日（火）までに、提出者及び回答日時点で入札参加申請をした者にファックス又は電子メールで送付するほか、新潟市ホームページで公表する。

8 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
 - ア 日時 令和5年5月30日（火）午後4時00分
 - イ 場所 新潟市役所 ふるまち庁舎 403会議室（教育会議室2）
（新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階）
- (2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限
 - ア 受領期間 令和5年5月18日（木）から令和5年5月29日（月）まで
 - イ 受領期限 令和5年5月29日（月）午後5時 必着

ウ 提出先 上記4の場所へ提出すること。

エ 郵送方法 書留郵便に限る。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟知の上、入札をしなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式6「入札書」及び様式7「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ 入札金額

エ 履行場所

オ 件名、品質・規格、数量、単価及び金額

- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書と契約単価兼積算内訳書は同じ封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る）により入札する場合については二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書き、入札書等の入った封筒と、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを外封筒に入れること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参

加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- (18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができない場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。なお、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。なお、再入札にあたっては入札書のみでも可能とし、入札後速やかに再入札の際の入札書の価格と同額の契約単価兼積算内訳書を提出すること。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

11 契約の停止等

本調達に契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があった

ときは、契約を停止し、又は解除することがある。

12 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

なお、契約保証金の額は契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とする。

13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から10日以内の間に、別添「契約書（案）」に基づき当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期できるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書に記名押印し、これを契約担当に送付し、契約担当は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。
- (4) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 本契約は、入札の際に提出される契約単価兼積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (6) 契約期間中における年間の実績使用量が予定量に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (7) 契約担当が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (8) 落札者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。
 - ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
 - イ 当該契約の担当者名、組織図及び連絡先ならびに協議窓口の所在地

14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

15 その他

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

16 入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を、令和5年4月21日（金）午後5時までに下記へ持参又は郵送（必着とし、書留郵便に限る。）すること。

なお、申請書類は新潟市ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電 話 025-226-2213

F A X 025-225-3500

ホームページアドレス

https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/03sikaku/0506shinseiu_ketsuke.html

新潟市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数（基礎または調整後排出係数）
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) RE100 対応電気の提供状況

(資格の要件)

第5条 次の要件をすべて満たす小売電気事業者が契約資格を有するものとする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（経済産業省「電力の小売営業に関する指針」の最新版に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施）していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「新潟市環境配慮電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(評価)

- 第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を「電力調達契約評価項目等報告書」（様式1）（以下、「様式1」という。）に記載し、環境部環境政策課へ提出するものとする。
- 2 環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 環境部環境政策課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当所属の長又は電力調達契約の担当所属の長へ通知するものとする。

2 環境部環境政策課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別表「評価基準」を満たす小売電気事業者をインターネット等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、環境部環境政策課長からの通知又はインターネット等により各小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条の方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達発注所属長は、電力契約の結果について、契約終了後、「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力入札・見積合せ結果通知書」(様式2)に次の各号の書類の写しを添えて、環境部環境政策課長に提出するものとする。

- (1)電力供給契約書
- (2)電力供給契約条項
- (3)契約単価兼積算内訳書

(実施結果の公表)

第12条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮電力調達の契約結果の概要を取りまとめ、公表する。

(適用除外)

第13条 本方針は、温室効果ガス排出量の削減を目的として、調達する電力に占める再生可能エネルギーの割合をあらかじめ決定して行われる電力の調達には適用しない。

附則

(施行期日)

この方針は、平成26年6月10日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

別表

新潟市環境配慮電力調達評価基準

項目	区分	配点
(1) 令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数 (基礎または調整後排出係数) (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上	0
(2) 令和3年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0
(4) RE100 対応電気の提供状況	提供している	5
	提供していない	0
合計		105

注1 令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (基礎または調整後排出係数)

(単位 : kg-CO₂/kWh)

「令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の二酸化炭素排出係数。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した排出係数を用いることができるものとする。

また、事業者は基礎排出係数または調整後排出係数のいずれかを選択できるものとする。

なお、基礎排出係数または調整後排出係数は、事業者別に算定されたものとし、メニュー別排出係数を含まない。

注 2 令和 3 年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 3 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和 3 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値
(算定方式)

令和 3 年度の未利用エネルギーの活用状況（％）

$$= \frac{\text{令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和 3 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
 - ①工場等の廃熱又は排圧
 - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
 - ③高炉ガス又は副生ガス
3. 令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 令和 3 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 3 令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの
(算定方式)

$$\text{令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付き非 FIT 非化石証書の量 (kWh)
- ⑥ 令和3年度の供給電力量 (需要端(kWh))

1. 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. 令和3年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. ①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は令和3年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

注4 RE100 対応電気の提供状況

提出時点において、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を提供可能かについて評価する。

1. RE100における再生可能エネルギー電気とは、バイオマス（バイオガスを含む）、地熱、太陽光、水力、風力を用いて発電された電気をいう。

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外 55 校）
- (2) 供給場所 別紙 1 のとおり
- (3) 現行供給者 別紙（参考）R4 現行供給者一覧のとおり
- (4) 業種及び用途 学校

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 50 ヘルツ
- オ 受電方式 1 回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 別紙 3 のとおり

ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）

- イ 予定使用電力量（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月） 別紙 3 のとおり
- ウ 最大需要電力実績（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月） 別紙 2 のとおり
- エ 使用電力量実績（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月） 別紙 2 のとおり

(3) 契約期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで（12 か月）

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 自動検針装置の有無については調査の上、設置が必要な場合は供給者の負担において設置する。
- イ 電力会社の検針方法 検針員による検針又は電力需給用複合計器による把握

(5) 受給地点 別紙 1 のとおり（現受給契約電気事業者との契約に準じる）

(6) 電気工作物の財産分界点 受給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点 受給地点に同じ

3 料金の算定等

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。

- (2) 各月の料金の算定方法について、基本料金の力率割引又は割増は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件と同様とする。また、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が適用する条件と同様とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 各学校の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (5) 毎月の料金の請求については次のとおりとする。請求書は紙で送付すること。
件名③は、「松浜中学校 外 55 校分」と集約して教育委員会学務課に行くこと。
- (6) 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金単価、料金等）をひとつの電子データにして添付すること。
なお、電子データの形式は、エクセルか CSV 形式のファイルとし、別紙 1 の順に各校ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は必要により協議する。
- (7) 料金の算定にあたっては、学校ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (8) 各学校が自校の使用電力量の推移等を、Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがあること。
- (9) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校に通知すること。ただし、上記(8)で確認できる場合は省略も可とする。
- (10) 季節条件等の変動により年間の実績が予定使用電力量を上回る場合にも、同一の単価を適用する。また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (11) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取り扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

4 その他

- (1) 工事が必要な場合や事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

【別紙1】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜中学校	新潟市北区松浜5丁目12番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜中学校	新潟市北区島見町3965番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	濁川中学校	新潟市北区新崎5437番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	葛塚中学校	新潟市北区太田乙433番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	木崎中学校	新潟市北区木崎3291番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	岡方中学校	新潟市北区太子堂104番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	早通中学校	新潟市北区早通396番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	光晴中学校	新潟市北区上土地亀4981番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	東新潟中学校	新潟市東区山木戸1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	山の下中学校	新潟市東区秋葉通2丁目3722番地の7	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	大形中学校	新潟市東区海老ヶ瀬122番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	石山中学校	新潟市東区東明6丁目2番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	藤見中学校	新潟市東区小金町3丁目5番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	木戸中学校	新潟市東区上木戸5丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	東石山中学校	新潟市東区若葉町2丁目16番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	下山中学校	新潟市東区下山1丁目120番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	関屋中学校	新潟市中央区浜浦町2丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	鳥屋野中学校	新潟市中央区女池4丁目31番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	白新中学校	新潟市中央区川岸町2丁目4番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	寄居中学校	新潟市中央区営所通2番町592番地の12	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	新潟柳都中学校	新潟市中央区栄町3丁目4213番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	宮浦中学校	新潟市中央区万代5丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	上山中学校	新潟市中央区女池上山5丁目1番13号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	山潟中学校	新潟市中央区山二ツ1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	大江山中学校	新潟市江南区西山491番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	曾野木中学校	新潟市江南区曾川甲387番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	両川中学校	新潟市江南区酒屋町702番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	横越中学校	新潟市江南区横越中央3丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	亀田中学校	新潟市江南区城山1丁目3番5号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	亀田西中学校	新潟市江南区早苗3丁目1番8号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	新津第一中学校	新潟市秋葉区新栄町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	新津第二中学校	新潟市秋葉区荻島1丁目15番17号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	新津第五中学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目7番29号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	小合中学校	新潟市秋葉区小戸下組77番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	金津中学校	新潟市秋葉区割町10番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	小須戸中学校	新潟市秋葉区横川浜526番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	白南中学校	新潟市南区茨曾根7619番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	白根第一中学校	新潟市南区白根407番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	臼井中学校	新潟市南区臼井1425番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	白根北中学校	新潟市南区鷺ノ木新田4814番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	味方中学校	新潟市南区味方1199番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	月潟中学校	新潟市南区月潟740番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	坂井輪中学校	新潟市西区寺尾上3丁目1番36号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	内野中学校	新潟市西区内野西1丁目10番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	赤塚中学校	新潟市西区赤塚5590番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋932番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	小針中学校	新潟市西区小針1丁目37番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	五十嵐中学校	新潟市西区上新栄町5丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	小新中学校	新潟市西区小新西3丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	黒崎中学校	新潟市西区大野町2540番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	岩室中学校	新潟市西蒲区西中1421番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	西川中学校	新潟市西蒲区曾根1828番地3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	潟東中学校	新潟市西蒲区三方250番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
54	中之口中学校	新潟市西蒲区中之口660番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
55	巻東中学校	新潟市西蒲区潟頭1493番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
56	巻西中学校	新潟市西蒲区仁箇42番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙2】③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和4年1月～令和4年12月)

番号	学番	施設名	月間使用量(kWh)												合計
			令和4年 1月	令和4年 2月	令和4年 3月	令和4年 4月	令和4年 5月	令和4年 6月	令和4年 7月	令和4年 8月	令和4年 9月	令和4年 10月	令和4年 11月	令和4年 12月	
1	2101	松浜中学校	18,612	18,264	15,725	15,658	12,010	19,764	25,409	18,225	18,370	17,985	14,151	23,157	217,330
2	2102	南浜中学校	6,543	6,022	5,313	5,474	5,670	7,822	8,693	5,284	7,039	5,830	5,871	8,133	77,694
3	2103	瀧川中学校	12,511	13,057	9,048	6,888	6,928	9,184	14,133	6,461	7,811	6,439	7,814	9,729	110,003
4	2104	葛塚中学校	58,493	53,402	37,766	35,049	36,863	45,310	54,300	45,873	42,840	39,904	45,098	53,590	548,488
5	2105	木崎中学校	18,742	18,532	13,150	11,532	11,038	12,605	14,591	10,253	12,740	11,458	12,621	16,818	164,080
6	2106	岡方中学校	11,844	10,838	9,432	8,575	8,781	11,044	14,458	9,759	10,304	10,143	10,978	13,026	129,182
7	2107	早通中学校	18,837	18,363	12,095	11,649	11,736	15,176	19,432	11,811	15,468	13,435	14,613	18,620	181,235
8	2108	光晴中学校	29,870	28,996	19,837	14,967	15,149	21,046	25,609	14,764	21,512	16,896	19,271	29,466	257,383
9	2201	東新潟中学校	22,771	22,950	16,144	13,752	13,594	17,205	24,287	17,917	20,548	17,554	15,719	21,105	223,546
10	2202	山の下中学校	10,570	9,303	8,802	9,932	10,437	11,690	16,457	8,960	11,424	11,956	10,443	12,063	132,037
11	2203	大形中学校	19,848	18,527	13,824	11,554	11,289	13,795	22,489	15,427	17,566	13,519	17,689	17,924	193,451
12	2204	石山中学校	14,095	13,687	10,951	11,247	11,735	14,928	19,806	14,110	15,633	13,040	12,928	15,131	167,291
13	2205	藤見中学校	19,448	16,342	12,500	12,610	13,175	15,067	16,705	13,297	16,281	15,219	16,495	20,422	187,561
14	2206	木戸中学校	10,355	9,423	8,815	9,376	9,776	10,581	11,727	8,396	10,106	10,298	10,828	10,216	119,897
15	2207	東石山中学校	11,991	11,040	9,709	10,921	10,598	11,925	13,576	9,447	12,078	11,266	11,610	12,070	136,231
16	2208	下山中学校	12,081	10,039	9,200	9,766	9,734	11,050	11,347	7,722	9,878	10,765	10,814	11,826	124,222
17	2301	関屋中学校	11,816	11,355	10,235	11,724	12,427	13,077	14,015	8,321	12,273	11,976	11,933	13,761	142,913
18	2302	鳥屋野中学校	20,290	18,957	14,518	15,016	15,769	18,484	20,819	13,459	17,192	16,232	17,083	20,415	208,234
19	2303	白新中学校	16,689	16,147	11,885	11,244	11,333	13,774	16,524	12,878	18,659	17,109	13,558	16,815	176,615
20	2304	寄居中学校	13,695	13,005	11,163	12,036	11,699	16,575	21,342	9,795	13,124	12,571	13,419	14,694	163,118
21	2305	新潟柳都中学校	13,336	12,012	10,630	10,789	10,329	13,741	16,412	9,091	12,259	13,432	12,377	14,777	149,185
22	2307	宮浦中学校	15,199	13,699	12,040	11,412	14,804	17,352	19,328	15,067	17,779	14,722	13,250	15,832	180,484
23	2308	上山中学校	16,252	15,066	13,803	14,922	14,759	17,063	18,415	12,156	16,691	15,999	16,652	17,906	189,684
24	2309	山潟中学校	19,919	19,182	13,245	10,948	11,987	15,335	18,008	11,491	14,015	12,161	13,358	18,132	177,781
25	2401	大江山中学校	13,085	11,423	7,692	5,761	6,102	7,965	14,817	7,597	9,089	7,198	7,656	12,754	111,139
26	2402	菅野木中学校	13,430	13,264	9,064	8,741	7,846	10,324	17,687	7,754	10,142	8,436	10,491	14,308	131,487
27	2403	両川中学校	6,789	6,523	4,977	4,841	4,857	5,552	6,466	4,129	5,328	5,303	5,999	7,039	67,803
28	2404	横越中学校	15,347	13,369	13,223	14,043	14,246	16,222	17,749	12,036	15,420	15,529	15,102	15,706	177,992
29	2405	亀田中学校	15,625	13,554	11,287	12,415	12,844	14,634	19,813	16,144	18,218	14,948	14,759	15,876	180,117
30	2406	亀田西中学校	15,983	14,114	11,238	10,623	11,580	12,898	13,626	8,583	11,599	11,638	12,436	15,217	149,535
31	2501	新津第一中学校	15,489	13,287	11,161	13,387	12,727	14,562	15,376	10,889	14,697	14,640	15,185	16,687	168,087
32	2502	新津第二中学校	13,749	13,574	11,135	11,961	13,228	14,985	15,846	11,934	13,517	14,377	14,763	17,346	166,415
33	2503	新津第五中学校	12,839	10,282	10,203	11,337	10,835	13,593	15,054	9,121	12,295	11,955	12,135	13,442	143,091
34	2504	小合中学校	6,801	6,405	5,658	4,690	4,463	5,565	6,661	4,239	5,319	4,733	5,179	7,023	66,736
35	2505	金津中学校	6,545	5,777	5,553	6,243	5,793	6,655	7,158	5,280	6,918	6,770	6,424	7,194	76,310
36	2506	小須戸中学校	9,362	8,545	7,941	7,292	6,195	7,588	8,243	6,186	7,218	7,539	8,346	9,588	94,043
37	2601	白南中学校	10,863	9,318	9,332	9,384	8,987	10,628	13,772	9,885	11,679	9,881	8,860	10,277	122,866
38	2602	白根第一中学校	14,224	12,793	11,033	10,299	9,527	11,663	14,750	9,242	12,359	10,350	12,133	15,390	143,763
39	2603	白井中学校	9,152	8,694	7,470	6,491	6,129	7,081	8,180	6,271	7,219	7,549	7,466	8,532	90,234
40	2604	白根北中学校	24,511	23,465	15,285	13,226	11,086	13,545	19,533	12,766	16,511	14,499	19,636	25,714	209,777
41	2605	味方中学校	9,630	9,159	7,626	5,887	5,936	7,931	12,892	8,150	8,415	5,839	7,135	12,055	100,655
42	2606	月潟中学校	6,764	6,585	6,049	5,359	5,377	6,569	7,559	5,495	6,279	6,141	6,365	7,163	75,705
43	2701	坂井輪中学校	12,190	12,287	10,243	10,948	11,582	13,174	13,481	8,792	11,897	12,604	12,157	13,555	142,910
44	2702	内野中学校	26,229	27,061	17,880	14,407	11,409	16,166	24,023	13,405	17,795	13,167	18,549	23,575	223,666
45	2703	赤塚中学校	12,949	12,567	9,632	8,993	8,011	9,009	10,050	6,964	9,641	8,148	9,692	12,521	118,177
46	2704	中野小屋中学校	6,751	6,789	4,923	4,019	4,109	5,083	7,789	4,393	5,359	4,766	4,851	5,396	64,228
47	2705	小針中学校	18,785	17,260	13,948	14,697	15,603	17,917	20,554	12,108	18,517	16,178	17,238	19,549	202,354
48	2706	五十嵐中学校	13,144	11,328	10,366	11,428	12,671	14,329	14,423	8,881	12,232	13,500	13,347	14,320	149,969
49	2707	小新中学校	14,992	13,332	10,127	10,822	10,586	15,691	20,863	13,038	13,567	12,336	14,162	17,897	167,413
50	2708	黒崎中学校	18,463	12,398	11,040	11,458	11,343	17,156	25,120	11,828	16,997	13,007	14,683	18,167	181,660
51	2801	岩室中学校	10,539	8,701	6,758	6,435	6,566	7,591	9,183	6,626	8,076	7,289	9,482	12,037	99,283
52	2802	西川中学校	16,250	14,464	12,653	13,952	14,491	15,756	16,268	12,394	15,547	15,555	15,442	17,428	180,200
53	2803	潟東中学校	16,470	19,733	27,256	7,545	7,773	7,078	7,272	5,298	7,808	8,638	8,795	9,563	133,229
54	2804	中之口中学校	8,391	7,398	7,374	12,704	12,488	15,535	15,286	11,629	13,623	13,888	15,739	20,438	154,493
55	2805	巻東中学校	17,772	16,539	12,926	13,929	14,618	15,658	17,527	12,856	15,950	14,385	17,032	20,781	189,973
56	2806	巻西中学校	20,835	16,912	12,770	13,957	14,237	17,993	20,069	13,570	14,655	14,938	15,610	17,658	193,204

【別紙2】③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和4年1月～令和4年12月)

番号	学番	施設名	最大需要電力(kW)													最大
			令和5年 1月	令和5年 2月	令和4年 3月	令和4年 4月	令和4年 5月	令和4年 6月	令和4年 7月	令和4年 8月	令和4年 9月	令和4年 10月	令和4年 11月	令和4年 12月		
1	2101	松浜中学校	99	98	79	69	79	95	110	96	112	88	74	144	144	
2	2102	南浜中学校	45	47	38	31	29	47	47	56	58	36	36	57	58	
3	2103	濁川中学校	66	67	53	47	48	73	76	61	66	37	43	66	76	
4	2104	葛塚中学校	263	259	239	157	158	258	249	226	236	205	207	252	263	
5	2105	木崎中学校	115	115	95	75	59	77	84	70	102	59	70	103	115	
6	2106	岡方中学校	73	78	65	51	46	69	76	59	65	52	70	80	80	
7	2107	早通中学校	121	122	102	76	76	117	136	110	140	75	99	111	140	
8	2108	光晴中学校	180	171	133	102	102	154	161	129	161	117	124	181	181	
9	2201	東新潟中学校	141	148	136	108	115	111	113	113	151	105	103	147	151	
10	2202	山の下中学校	62	63	60	53	51	62	74	61	64	55	57	64	74	
11	2203	大形中学校	112	111	99	55	46	90	101	109	124	80	93	106	124	
12	2204	石山中学校	88	99	80	60	57	97	99	80	86	60	66	82	99	
13	2205	藤見中学校	124	97	69	56	60	91	88	103	101	61	89	112	124	
14	2206	木戸中学校	54	53	47	40	39	50	57	44	52	40	44	57	57	
15	2207	東石山中学校	73	68	59	48	44	56	60	44	58	43	51	60	73	
16	2208	下山中学校	67	62	57	47	45	54	56	43	51	48	54	62	67	
17	2301	関屋中学校	65	65	58	59	57	70	79	76	73	56	59	78	79	
18	2302	鳥屋野中学校	118	112	88	74	74	105	107	88	103	70	88	115	118	
19	2303	白新中学校	99	104	89	63	56	75	81	73	98	62	70	107	107	
20	2304	寄居中学校	82	80	71	62	54	86	84	61	70	55	68	84	86	
21	2305	新潟柳都中学校	74	74	66	53	54	66	69	53	57	50	60	75	75	
22	2307	宮浦中学校	85	88	71	56	60	76	76	70	76	62	68	88	88	
23	2308	上山中学校	84	90	81	67	69	92	97	88	94	70	76	95	97	
24	2309	山潟中学校	119	114	84	56	48	97	105	89	99	48	63	111	119	
25	2401	大江山中学校	83	85	66	36	30	61	78	68	77	36	46	82	85	
26	2402	曾野木中学校	89	86	65	68	45	83	96	85	87	59	64	90	96	
27	2403	両川中学校	49	49	39	36	29	37	41	32	39	33	40	49	49	
28	2404	横越中学校	88	84	80	76	70	81	77	68	83	77	80	90	90	
29	2405	亀田中学校	79	78	67	58	56	72	77	70	73	60	65	76	79	
30	2406	亀田西中学校	89	86	69	54	51	79	78	60	73	52	62	87	89	
31	2501	新津第一中学校	78	71	57	62	53	65	63	56	60	64	70	76	78	
32	2502	新津第二中学校	83	81	66	51	49	65	71	67	61	55	63	81	83	
33	2503	新津第五中学校	60	57	57	51	48	78	87	71	64	46	51	68	87	
34	2504	小合中学校	44	44	38	26	18	39	43	38	37	26	27	42	44	
35	2505	金津中学校	49	44	39	37	36	41	45	36	41	33	36	53	53	
36	2506	小須戸中学校	44	41	36	37	30	41	42	35	41	40	38	43	44	
37	2601	白南中学校	59	54	56	54	45	74	93	73	94	48	56	57	94	
38	2602	白根第一中学校	84	91	80	42	41	80	87	74	99	50	65	99	99	
39	2603	臼井中学校	42	43	37	30	29	43	43	38	41	40	37	51	51	
40	2604	白根北中学校	148	153	125	113	53	102	117	105	128	83	96	144	153	
41	2605	味方中学校	53	56	76	38	29	95	101	91	101	36	46	78	101	
42	2606	月潟中学校	43	41	36	28	27	36	45	39	39	34	34	41	45	
43	2701	坂井輪中学校	78	80	65	60	59	73	76	66	71	65	67	80	80	
44	2702	内野中学校	169	171	152	140	54	115	141	121	144	58	110	166	171	
45	2703	赤塚中学校	76	78	72	42	34	59	63	51	65	34	53	77	78	
46	2704	中野小屋中学校	40	40	36	28	25	33	39	32	38	25	28	34	40	
47	2705	小針中学校	103	107	91	78	74	115	118	111	114	77	89	116	118	
48	2706	五十嵐中学校	80	78	66	63	63	76	76	63	67	67	73	82	82	
49	2707	小新中学校	106	90	64	69	45	108	109	87	90	72	78	105	109	
50	2708	黒崎中学校	148	76	87	91	66	158	157	110	146	89	91	124	158	
51	2801	岩室中学校	77	68	49	62	40	52	52	58	57	39	70	72	77	
52	2802	西川中学校	83	83	70	64	63	78	79	69	78	68	73	82	83	
53	2803	潟東中学校	80	85	82	29	29	32	30	26	34	32	35	41	85	
54	2804	中之口中学校	43	38	36	62	55	78	72	64	79	58	85	98	98	
55	2805	巻東中学校	103	104	88	82	55	81	101	81	98	54	88	106	106	
56	2806	巻西中学校	116	106	75	60	50	82	83	61	61	51	63	79	116	

【別紙3】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季		
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。																
				令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月					
1	2101	松浜中学校	144	25,400	18,200	18,300	17,900	14,100	23,100	26,400	18,200	15,700	15,600	12,000	19,700	224,600	61,900	162,700	224,600	0
2	2102	南浜中学校	58	8,600	5,200	7,000	5,800	5,800	8,100	6,200	6,000	5,300	5,400	5,600	7,800	76,800	20,800	56,000	76,800	0
3	2103	濁川中学校	76	14,100	6,400	7,800	6,400	7,800	9,700	10,600	13,000	9,000	6,800	6,900	9,100	107,600	28,300	79,300	107,600	0
4	2104	葛塚中学校	263	54,300	45,800	42,800	39,900	45,000	53,500	54,200	53,400	37,700	35,000	36,800	45,300	543,700	142,900	400,800	543,700	0
5	2105	木崎中学校	115	14,500	10,200	12,700	11,400	12,600	16,800	18,200	18,500	13,100	11,500	11,000	12,600	163,100	37,400	125,700	163,100	0
6	2106	岡方中学校	80	14,400	9,700	10,300	10,100	10,900	13,000	13,300	10,800	9,400	8,500	8,700	11,000	130,100	34,400	95,700	130,100	0
7	2107	早通中学校	140	19,400	11,800	15,400	13,400	14,600	18,600	18,900	18,300	12,000	11,600	11,700	15,100	180,800	46,600	134,200	180,800	0
8	2108	光晴中学校	181	25,600	14,700	21,500	16,800	19,200	29,400	29,900	28,900	19,800	14,900	15,100	21,000	256,800	61,800	195,000	256,800	0
9	2201	東新潟中学校	151	24,200	17,900	20,500	17,500	15,700	21,100	21,300	22,900	16,100	13,700	13,500	17,200	221,600	62,600	159,000	221,600	0
10	2202	山の下中学校	74	16,400	8,900	11,400	11,900	10,400	12,000	11,800	9,300	8,800	9,900	10,400	11,600	132,800	36,700	96,100	132,800	0
11	2203	大形中学校	124	22,400	15,400	17,500	13,500	17,600	17,900	14,400	18,500	13,800	11,500	11,200	13,700	187,400	55,300	132,100	187,400	0
12	2204	石山中学校	99	19,800	14,100	15,600	13,000	12,900	15,100	13,100	13,600	10,900	11,200	11,700	14,900	165,900	49,500	116,400	165,900	0
13	2205	藤見中学校	124	16,700	13,200	16,200	15,200	16,400	20,400	19,200	16,300	12,500	12,600	13,100	15,000	186,800	46,100	140,700	186,800	0
14	2206	木戸中学校	57	11,700	8,300	10,100	10,200	10,800	10,200	10,900	9,400	8,800	9,300	9,700	10,500	119,900	30,100	89,800	119,900	0
15	2207	東石山中学校	73	13,500	9,400	12,000	11,200	11,600	12,000	12,500	11,000	9,700	10,900	10,500	11,900	136,200	34,900	101,300	136,200	0
16	2208	下山中学校	67	11,300	7,700	9,800	10,700	10,800	11,800	12,300	10,000	9,200	9,700	9,700	11,000	124,000	28,800	95,200	124,000	0
17	2301	関屋中学校	79	14,000	8,300	12,200	11,900	11,900	13,700	12,700	11,300	10,200	11,700	12,400	13,000	143,300	34,500	108,800	143,300	0
18	2302	鳥屋野中学校	118	20,800	13,400	17,100	16,200	17,000	20,400	19,000	18,900	14,500	15,000	15,700	18,400	206,400	51,300	155,100	206,400	0
19	2303	白新中学校	107	16,500	12,800	18,600	17,100	13,500	16,800	17,900	16,100	11,800	11,200	11,300	13,700	177,300	47,900	129,400	177,300	0
20	2304	寄居中学校	86	21,300	9,700	13,100	12,500	13,400	14,600	14,600	13,000	11,100	12,000	11,600	16,500	163,400	44,100	119,300	163,400	0
21	2305	新潟柳都中学校	75	16,400	9,000	12,200	13,400	12,300	14,700	14,600	12,000	10,600	10,700	10,300	13,700	149,900	37,600	112,300	149,900	0
22	2307	宮浦中学校	88	19,300	15,000	17,700	14,700	13,200	15,800	16,300	13,600	12,000	11,400	14,800	17,300	181,100	52,000	129,100	181,100	0
23	2308	上山中学校	97	18,400	12,100	16,600	15,900	16,600	17,900	17,300	15,000	13,800	14,900	14,700	17,000	190,200	47,100	143,100	190,200	0
24	2309	山潟中学校	119	18,000	11,400	14,000	12,100	13,300	18,100	17,200	19,100	13,200	10,900	11,900	15,300	174,500	43,400	131,100	174,500	0
25	2401	大江山中学校	85	14,800	7,500	9,000	7,100	7,600	12,700	13,800	11,400	7,600	5,700	6,100	7,900	111,200	31,300	79,900	111,200	0
26	2402	曾野木中学校	96	17,600	7,700	10,100	8,400	10,400	14,300	14,700	13,200	9,000	8,700	7,800	10,300	132,200	35,400	96,800	132,200	0
27	2403	両川中学校	49	6,400	4,100	5,300	5,300	5,900	7,000	8,500	6,500	4,900	4,800	4,800	5,500	69,000	15,800	53,200	69,000	0
28	2404	横越中学校	90	17,700	12,000	15,400	15,500	15,100	15,700	15,500	13,300	13,200	14,000	14,200	16,200	177,800	45,100	132,700	177,800	0
29	2405	亀田中学校	79	19,800	16,100	18,200	14,900	14,700	15,800	15,700	13,500	11,200	12,400	12,800	14,600	179,700	54,100	125,600	179,700	0
30	2406	亀田西中学校	89	13,600	8,500	11,500	11,600	12,400	15,200	16,300	14,100	11,200	10,600	11,500	12,800	149,300	33,600	115,700	149,300	0
31	2501	新津第一中学校	78	15,300	10,800	14,600	14,600	15,100	16,600	16,200	13,200	11,100	13,300	12,700	14,500	168,000	40,700	127,300	168,000	0
32	2502	新津第二中学校	83	15,800	11,900	13,500	14,300	14,700	17,300	16,200	13,500	11,100	11,900	13,200	14,900	168,300	41,200	127,100	168,300	0
33	2503	新津第五中学校	87	15,000	9,100	12,200	11,900	12,100	13,400	14,300	10,200	10,200	11,300	10,800	13,500	144,000	36,300	107,700	144,000	0
34	2504	小合中学校	44	6,600	4,200	5,300	4,700	5,100	7,000	7,000	6,400	5,600	4,600	4,400	5,500	66,400	16,100	50,300	66,400	0

【別紙3】 ③新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季		
				令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月	令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月					
35	2505	金津中学校	53	7,100	5,200	6,900	6,700	6,400	7,100	6,700	5,700	5,500	6,200	5,700	6,600	75,800	19,200	56,600	75,800	0
36	2506	小須戸中学校	44	8,200	6,100	7,200	7,500	8,300	9,500	9,400	8,500	7,900	7,200	6,100	7,500	93,400	21,500	71,900	93,400	0
37	2601	白南中学校	94	13,700	9,800	11,600	9,800	8,800	10,200	10,700	9,300	9,300	9,300	8,900	10,600	122,000	35,100	86,900	122,000	0
38	2602	白根第一中学校	99	14,700	9,200	12,300	10,300	12,100	15,300	13,200	12,700	11,000	10,200	9,500	11,600	142,100	36,200	105,900	142,100	0
39	2603	臼井中学校	51	8,100	6,200	7,200	7,500	7,400	8,500	8,900	8,600	7,400	6,400	6,100	7,000	89,300	21,500	67,800	89,300	0
40	2604	白根北中学校	153	19,500	12,700	16,500	14,400	19,600	25,700	23,400	23,400	15,200	13,200	11,000	13,500	208,100	48,700	159,400	208,100	0
41	2605	味方中学校	101	12,800	8,100	8,400	5,800	7,100	12,000	13,200	9,100	7,600	5,800	5,900	7,900	103,700	29,300	74,400	103,700	0
42	2606	月潟中学校	45	7,500	5,400	6,200	6,100	6,300	7,100	7,700	6,500	6,000	5,300	5,300	6,500	75,900	19,100	56,800	75,900	0
43	2701	坂井輪中学校	80	13,400	8,700	11,800	12,600	12,100	13,500	13,400	12,200	10,200	10,900	11,500	13,100	143,400	33,900	109,500	143,400	0
44	2702	内野中学校	171	24,000	13,400	17,700	13,100	18,500	23,500	23,300	27,000	17,800	14,400	11,400	16,100	220,200	55,100	165,100	220,200	0
45	2703	赤塚中学校	78	10,000	6,900	9,600	8,100	9,600	12,500	12,000	12,500	9,600	8,900	8,000	9,000	116,700	26,500	90,200	116,700	0
46	2704	中野小屋中学校	40	7,700	4,300	5,300	4,700	4,800	5,300	5,000	6,700	4,900	4,000	4,100	5,000	61,800	17,300	44,500	61,800	0
47	2705	小針中学校	118	20,500	12,100	18,500	16,100	17,200	19,500	21,500	17,200	13,900	14,600	15,600	17,900	204,600	51,100	153,500	204,600	0
48	2706	五十嵐中学校	82	14,400	8,800	12,200	13,500	13,300	14,300	13,300	11,300	10,300	11,400	12,600	14,300	149,700	35,400	114,300	149,700	0
49	2707	小新中学校	109	20,800	13,000	13,500	12,300	14,100	17,800	16,500	13,300	10,100	10,800	10,500	15,600	168,300	47,300	121,000	168,300	0
50	2708	黒崎中学校	158	25,100	11,800	16,900	13,000	14,600	18,100	14,800	12,300	11,000	11,400	11,300	17,100	177,400	53,800	123,600	177,400	0
51	2801	岩室中学校	77	9,100	6,600	8,000	7,200	9,400	12,000	12,300	8,700	6,700	6,400	6,500	7,500	100,400	23,700	76,700	100,400	0
52	2802	西川中学校	83	16,200	12,300	15,500	15,500	15,400	17,400	17,500	14,400	12,600	13,900	14,400	15,700	180,800	44,000	136,800	180,800	0
53	2803	潟東中学校	85	20,000	13,500	14,600	14,900	15,600	17,600	19,600	19,700	27,200	13,900	14,200	17,900	208,700	48,100	160,600	208,700	0
54	2804	中之口中学校	98	7,200	5,200	7,800	8,600	8,700	9,500	8,800	7,300	7,300	7,500	7,700	7,000	92,600	20,200	72,400	92,600	0
55	2805	巻東中学校	106	15,200	11,600	13,600	13,800	15,700	20,400	19,900	16,500	12,900	12,700	12,400	15,500	180,200	40,400	139,800	180,200	0
56	2806	巻西中学校	116	17,500	12,800	15,900	14,300	17,000	20,700	21,100	16,900	12,700	13,900	14,600	15,600	193,000	46,200	146,800	193,000	0
合計			5,416	912,300	604,200	742,700	682,800	722,500	877,200	873,200	792,200	641,200	611,500	611,900	746,500	8,818,200	2,259,200	6,559,000	8,818,200	0

電力供給契約書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外 5 5 校）」について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外 5 5 校）
- 2 契約期間 令和 5 年 7 月 1 日午前 0 時から 令和 6 年 6 月 3 0 日午後 1 2 時まで
- 3 供給場所 別表のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり

5 契約単価	基本料金単価（円／kW）	円
	夏季電力量料金単価（円／kWh）	円
	その他季電力量料金単価（円／kWh）	円

※上記において、「夏季」とは 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、「その他季」は夏季以外の期間とする。

※上記の各単価には、消費税及び地方消費税を含む。

- 6 契約保証金 新潟市契約規則第 3 3 条及び第 3 4 条の規定による。
- 7 特約条項 別紙「電力供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 5 年 7 月 1 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 住所
氏名 印

電力供給契約条項

(目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲に対して甲が指定する施設で使用する電力を安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第6条 乙は原則として毎月1日に使用電力量を算定し、速やかに甲に報告して甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第7条 電気の使用に対する代金（以下「電気料金」とする。）の算定は、一月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第5条に定める契約電力に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額（ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。）と当該月における使用電力量に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額（ただし、燃料費等調整を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。）に割引を合算した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める電気供給条件等に基づき協議のうえ決定する。

(契約の変更)

第9条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、甲乙協議のうえ、本契約の一部または全部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、書面により定めるものとする。

(燃料費等調整額等)

第10条 燃料費等調整額は、当該区域の送配電事業者が一般需要家に適用する燃料費等調整単価（消費税および地方消費税を含むものとする。）に、当該月における使用電力量を乗じて算出を行うものとする。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金についても、当該区域の送配電事業者が一般需要家に適用する単価をもって算出するものとする。

(損害賠償の負担)

- 第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のため甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
 - (2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合
 - (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
 - (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
 - (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
 - (6) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
 - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - (10) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
 - (11) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該処分取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の処分の取り消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(解除に伴う措置)

第14条 甲が第12条第1項及び第13条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定数量を基にして、第10条第2項の規定により計算して得た額の100分の10に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第15条 乙は、この契約に関して第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額(入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額)の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(契約義務の未履行による損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

(危険負担)

第18条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第22条 この契約の履行に関して、甲乙は関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第23条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。